

富山市障害者自立支援協議会

第1回 資料

平成27年10月2日（金）

富山市役所3階302会議室

目次

1 障害福祉の現状について

(1) 手帳所持者の状況	・・・	1 p
(2) 障害福祉関係予算の推移	・・・	3 p
(3) 計画相談の作成状況	・・・	5 p
(4) 自立支援給付の状況	・・・	6 p
(5) 補装具の交付・修理状況	・・・	10 p
(6) 地域生活支援事業の状況	・・・	11 p
(7) 医療等の給付状況	・・・	14 p
(8) 障害者虐待等の状況	・・・	16 p
(9) 障害者優先調達推進の取組状況	・・・	17 p

2 専門支援ワーキング等の活動状況について

(1) 就労支援ワーキング	・・・	18 p
(2) 地域生活支援ワーキング	・・・	20 p
(3) 子ども発達支援ワーキング	・・・	22 p
(4) 基幹相談支援室	・・・	24 p
(5) 権利擁護部会	・・・	26 p

3 障害者福祉施設の状況について

(1) 事業者数の推移	・・・	28 p
(2) 総曲輪地域包括ケア拠点施設	・・・	30 p

4 障害者差別解消法の施行について

(1) 障害者差別解消法の概要	・・・	32 p
(2) 富山市の取組（案）	・・・	38 p

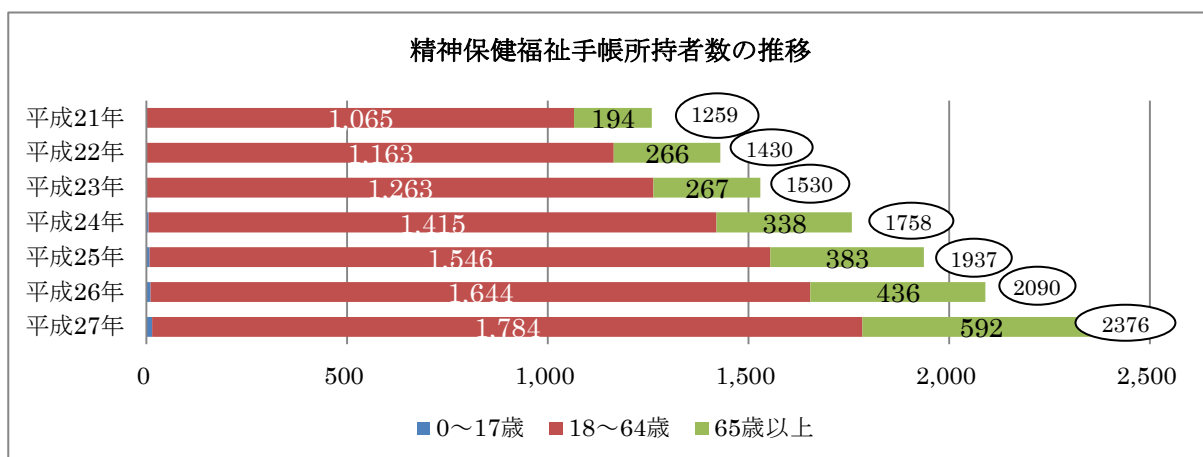
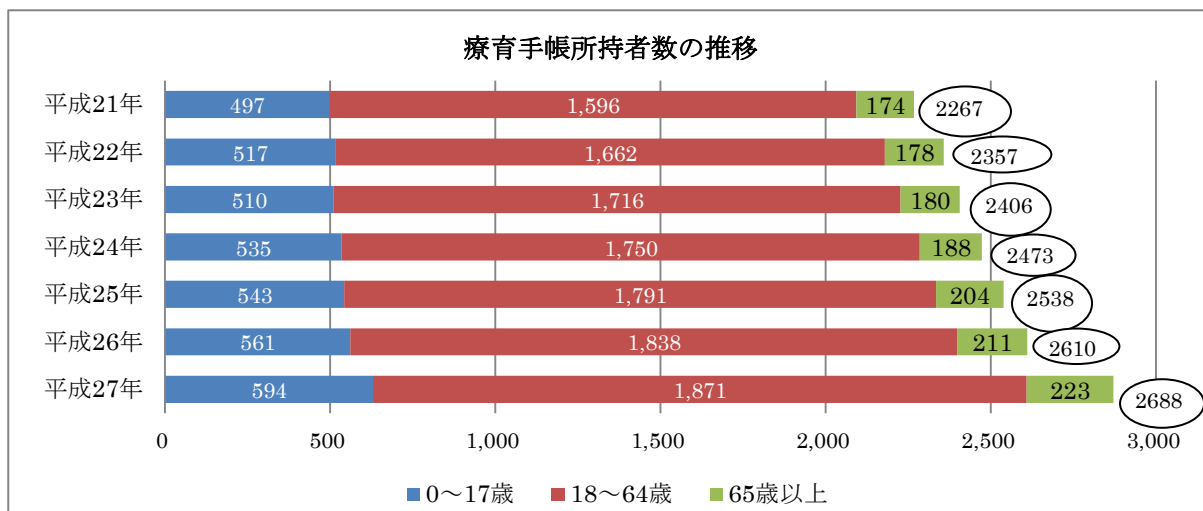
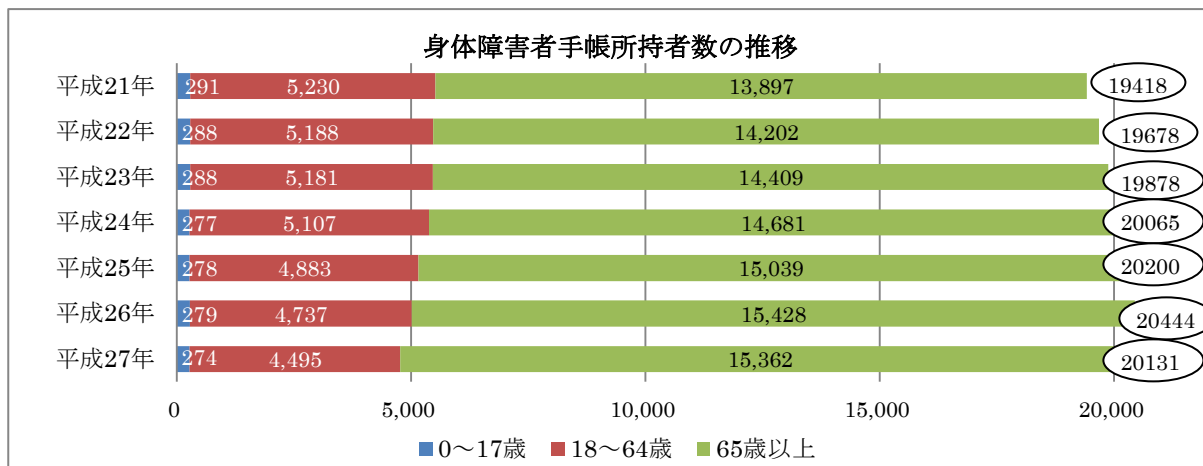
1 障害福祉の現状について

(1) 手帳所持者の状況

障害者数（平成27年3月末）

	人数	内 訳			
		重度	中度	軽度	
身体障害者	20,131	7,743	10,367	2,021	
知的障害者	2,688	療育A 992	療育B 1,696		
精神障害者	2,376	1級 215	2級 1,654	3級 507	

*難病2,991人



※身体障害者数の推移

障害別身体障害者数の推移（各年3月31日現在）

単位：人、%

	視覚	聴覚 平衡	音声	肢体 不自由	内部	合計	富山市 人口	比率
H 2 4	1,073	1,595	158	10,707	6,532	20,065	416,223	4.82
H 2 5	1,052	1,589	156	10,779	6,624	20,200	420,496	4.80
H 2 6	1,030	1,552	158	10,909	6,795	20,444	419,607	4.87
H 2 7	1,002	1,531	157	10,694	6,747	20,131	418,979	4.80

障害の程度及び種類別身体障害者数（平成27年3月31日現在）

単位：人、%

	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	合計	比率
重度 (1・2級)	608	438	8	3,837	2,852	7,743	38.5
中度 (3・4級)	170	444	149	5,709	3,895	10,367	51.5
軽度 (5・6級)	224	649	0	1,148	0	2,021	10.0
合計	1,002	1,531	157	10,694	6,747	20,131	100.0

※知的障害者数の推移

単位：人、%

	A(重度)	B(中軽度)	合計	総人口	人口千人対
H 2 3	923	1,483	2,406	417,046	5.8
H 2 4	948	1,525	2,473	416,223	5.9
H 2 5	952	1,586	2,538	420,496	6.0
H 2 6	965	1,645	2,610	419,607	6.2
H 2 7	1,044	1,827	2,871	418,979	6.8

知的障害者数（平成27年3月31日現在）

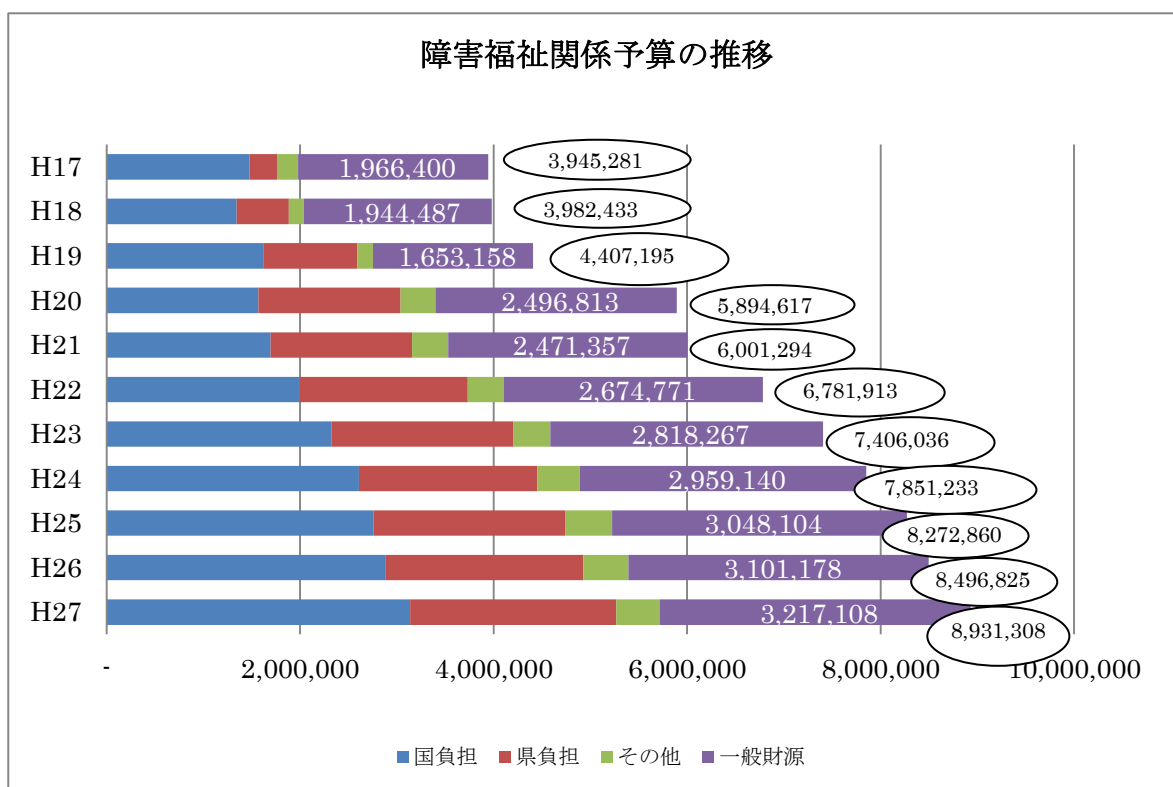
単位：人

A(重度)			B(中軽度)			合計		
18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
156	836	992	438	1,258	1,696	594	2,094	2,688

(2) 障害福祉関係予算の推移

単位：千円

年度	事業費	財源			
		国負担	県負担	その他	一般財源
H 1 7	3,945,281	1,475,360	286,129	217,392	1,966,400
H 1 8	3,982,433	1,345,933	536,609	155,404	1,944,487
H 1 9	4,407,195	1,617,884	972,806	163,347	1,653,158
H 2 0	5,894,617	1,570,509	1,467,079	360,216	2,496,813
H 2 1	6,001,294	1,693,555	1,465,296	371,086	2,471,357
H 2 2	6,781,913	1,997,456	1,735,806	373,880	2,674,771
H 2 3	7,406,036	2,325,575	1,879,645	382,549	2,818,267
H 2 4	7,851,233	2,606,685	1,844,854	440,554	2,959,140
H 2 5	8,272,860	2,760,098	1,979,539	485,119	3,048,104
H 2 6	8,496,825	2,886,383	2,040,404	468,860	3,101,178
H 2 7	8,931,308	3,136,075	2,132,271	445,854	3,217,108



◎事業別決算額内訳

単位：円

事業名		H23	H24	H25	H26
障害者福祉事務費	決算	52,021,126	28,196,310	30,250,915	35,205,853
	一般	29,634,090	25,778,648	26,564,718	31,637,623
心身障害者福祉事業費	決算	3,022,121,114	2,762,004,040	2,737,069,896	2,671,979,404
	一般	1,559,362,464	1,481,020,503	1,490,821,352	1,449,665,380
自立支援給付事業費	決算	3,675,142,477	4,230,777,649	4,668,071,699	5,059,895,944
	一般	870,457,269	1,025,381,377	1,171,035,000	1,303,208,798
地域生活支援事業費	決算	261,053,319	281,206,664	304,587,287	312,638,480
	一般	171,304,344	184,846,260	212,207,908	214,854,188
障害者福祉プラザ運営事業費	決算	114,938,646	113,674,917	116,648,140	143,217,235
	一般	93,238,020	95,884,203	96,887,841	102,023,347
円滑施行特別対策事業費	決算	69,344,898	—	—	—
	一般	17,653,898	—	—	—
障害児通所給付事業費	決算	—	116,342,027	170,067,437	258,635,075
	一般	—	24,338,369	51,555,104	66,111,638
知的障害児通園施設費	決算	124,839,841	133,244,141	141,566,508	134,729,841
	一般	22,112,231	33,035,390	41,237,250	41,879,647
合 計	決算	7,319,461,421	7,665,445,748	8,168,261,882	8,616,301,832
	一般	2,763,762,316	2,870,284,750	3,090,309,173	3,209,380,621

(3) 計画相談の作成状況

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
相談支援事業所数 ^(カ所)	6	14	17	23

* 1 各年度4月1日現在事業所数

* 2 平成27年6月末、総数23カ所（障害者22カ所、障害児8カ所）

		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
障害者	支給決定者数 ^(人)	2,280	2,452	2,616	2,660
	計画作成者数 ^(人)	102	640	1,355	1,802
	計画作成率 ^(%)	4.5	26.1	51.7	67.7
障害児	支給決定者数 ^(人)	466	509	563	555
	計画作成者数 ^(人)	63	118	192	307
	計画作成率 ^(%)	13.5	23.2	41.7	55.3

* 各年度3月末作成数、平成27年度は6月末

	障害者		障害児	
	H27年3月末	6月末	H27年3月末	6月末
全国	70.6%	—	71.6%	—
富山県	79.0%	83.6%	67.3%	76.3%
富山市	51.7%	67.7%	41.7%	55.3%

* 7割以上の市町村が6割

* 新規サービス利用者および更新者見込み

①新規利用者見込み 障害者248人、障害児50人

②更新者見込み 障害者782人、障害児306人

* 窓口等で、未参入事業所への打診、既参入事業所からの勧誘等

※計画相談の作成状況は、今年度末には8割に達する見込みである。

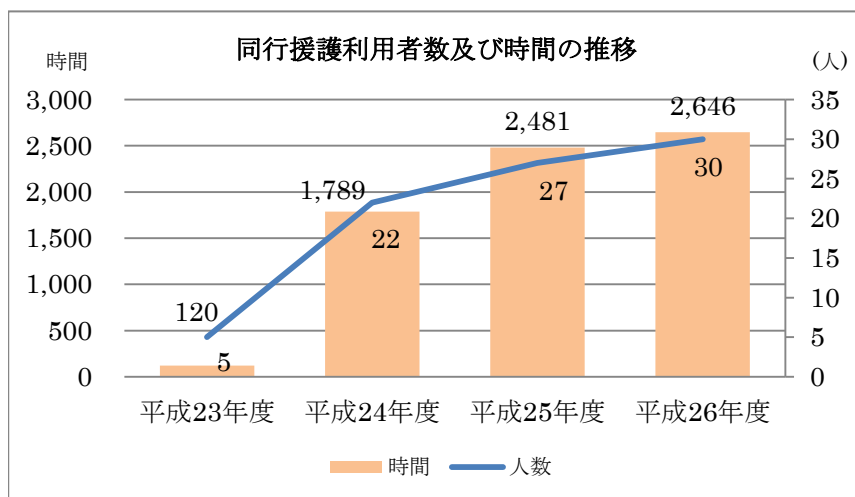
(4) 自立支援給付の状況

< 1 障害福祉サービス事業 >

①訪問系・その他サービス

		H22	H23	H24	H25	H26
居宅介護	時間	36,271	39,815	36,717	38,927	43,075
重度訪問介護	時間	35,672	37,692	36,998	38,231	40,863
短期入所	日	2,898	3,401	3,801	4,726	5,312
行動援護	人数	0	1	1	1	1
	時間	0	5	50	17	6
同行援護	人数	—	5	22	27	30
	時間	—	120	1,789	2,481	2,646

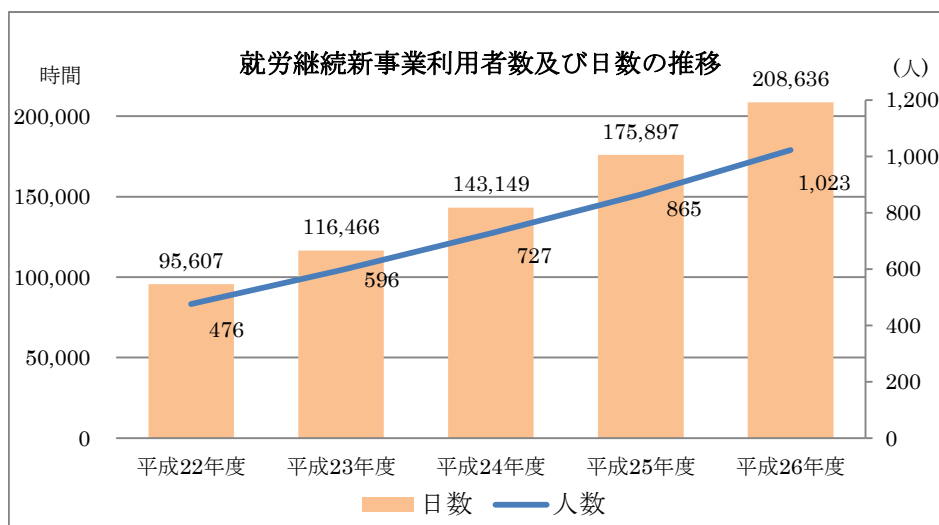
- 居宅介護 自宅で、ホームヘルパーが身体介護、家事援助及び相談助言を行う。
- 重度訪問介護 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
- 短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- 行動援護 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。
- 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行う。



②日中活動系サービス

		H22	H23	H24	H25	H26
療養介護	人数	7	7	81	80	79
	日数	2,691	2,535	29,582	28,167	28,384
生活介護	人数	302	570	766	720	706
	日数	56,879	110,815	172,699	163,470	173,363
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人数	64	48	72	77	41
	日数	6,824	6,889	12,485	11,661	6,345
就労移行支援	人数	26	35	42	71	90
	日数	5,247	7,491	9,761	12,192	17,045
就労継続支援（A型、B型）	人数	476	596	727	865	1,023
	日数	95,607	116,466	143,149	175,897	208,636

- 療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
- 生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
- 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- 就労継続支援（A型、B型） 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

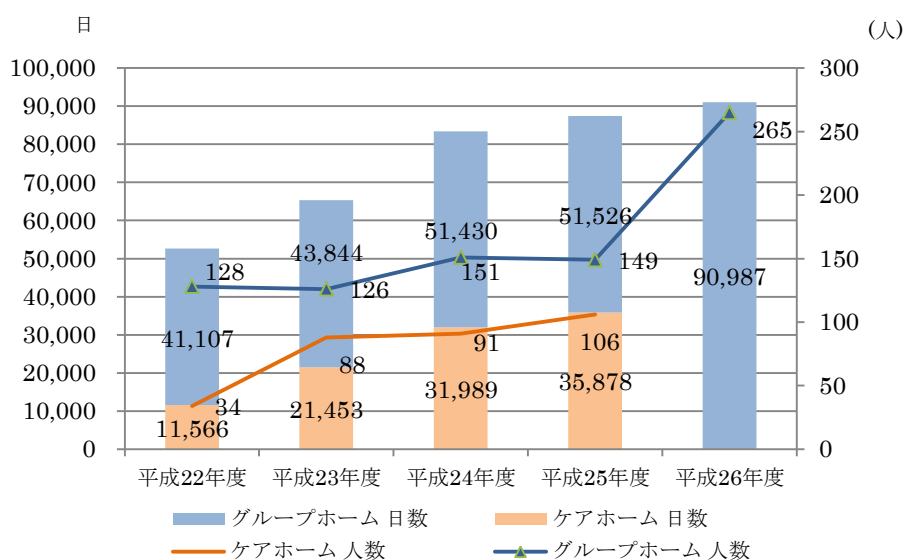


③ 居住系サービス

		H22	H23	H24	H25	H26
共同生活介護 ケアホーム	人数	34	88	91	106	—
	日数	11,566	21,453	31,989	35,878	—
共同生活援助 グループホーム	人数	128	126	151	149	265
	日数	41,107	43,844	51,430	51,526	90,987
施設入所支援	人数	226	312	457	458	453
	日数	68,506	107,425	159,470	160,822	158,953

- a 共同生活援助（ケアホーム、グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
- b 施設入所支援 施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

共同生活援助（ケアホーム、グループホーム）の推移



< 2 地域相談支援 >

		H22	H23	H24	H25	H26
地域定着支援	人数	—	—	29	25	22
地域移行支援	人数	—	—	0	5	1

- ・ 地域定着支援 居宅において単身等で生活する方の、常時の連絡体制の確保、緊急事態等の相談その他必要な支援を行なう。
- ・ 地域移行支援 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の住居の確保、地域移行のための相談その他必要な支援を行う。

< 3 障害児通所支援事業 >

		H24	H25	H26
児童発達支援事業	人数	161	64	221
	日数	8,735	2,649	6,340
医療型児童発達支援事業	人数	35	16	4
	日数	2,949	2,130	520
放課後等デイサービス事業	人数	164	194	248
	日数	12,657	17,575	26,822
障害児相談支援	人数	63	118	192

児童発達支援事業

在宅の未就学児に対して日常生活における基本動作の指導や集団生活への適用訓練を行う。

医療型児童発達支援事業

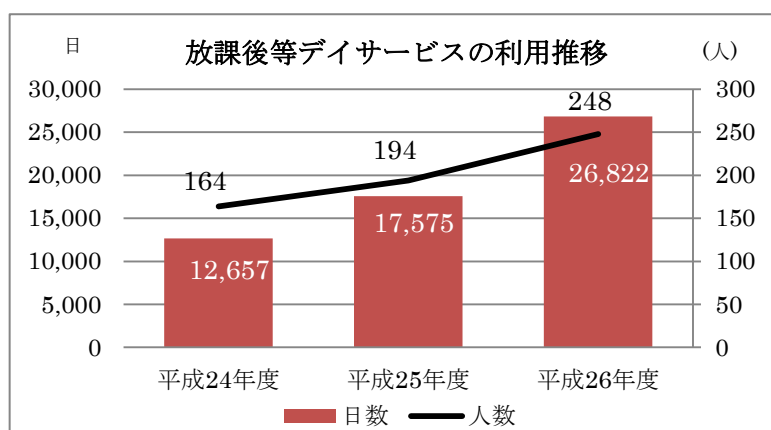
児童発達支援センターにおいて、障害児に対し日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに医療を提供する。

放課後等デイサービス事業

就学している障害児に対して、放課後等における生活能力向上のための訓練を提供する。

障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けての支援を行う。



(5) 補装具の交付・修理状況

区 分		H22		H23		H24		H25		H26	
		交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数
義 肢	義手	2	0	1	0	5	1	5	0	7	2
	義足	21	48	16	46	20	47	19	58	15	51
装具		32	25	19	16	23	29	17	18	27	17
盲人安全杖		13	0	18	0	9	0	19	0	17	0
義眼		8	0	5	0	12	0	5	0	6	0
眼鏡・コンタクトレンズ		28	4	20	0	17	0	22	0	11	1
車いす		40	91	43	116	47	92	72	80	51	103
電動車いす		7	42	10	42	7	23	15	43	11	30
歩行補助つえ		15	0	7	1	6	0	3	0	4	0
補聴器		167	131	204	138	201	121	172	125	138	119
座位保持装置		18	41	18	48	18	51	14	30	15	22
座位保持いす		2	0	1	0	2	0	5	0	4	0
起立保持具		1	1	0	0	1	0	1	0	1	0
歩行器		9	2	9	1	11	0	12	1	10	2
頭部保持具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
排便補助具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害用意思伝達装置		1	0	3	1	0	2	1	0	1	0
計		364	385	374	409	379	366	382	355	318	347
金 額	公費分	45,039	19,700	46,579	18,121	47,441	17,555	57,376	20,832	47,672	24,317
	自費分	1,915	807	2,040	777	1,925	721	2,306	843	1,907	932
	計	46,954	20,507	48,619	18,898	49,366	18,276	59,682	21,675	49,579	25,249

(6) 地域生活支援事業の状況

① 相談支援

障害者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。

a 障害者相談支援

実施事業所

- ・ゆりの木の里
- ・和敬会生活支援センター
- ・フィールドラベンダー
- ・あすなろセンター
- ・セーナー苑
- ・自立生活支援センター富山
- ・富山市障害者福祉センター基幹相談支援室
- ・富山市恵光学園

b 障害者自立支援協議会 開催回数 2回

② 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、コミュニケーションの円滑化を図る。

a 手話通訳者設置事業

手話通訳士（非常勤）を設置

b 手話通訳者派遣事業

単位：回

H22	H23	H24	H25	H26
413	404	381	335	347

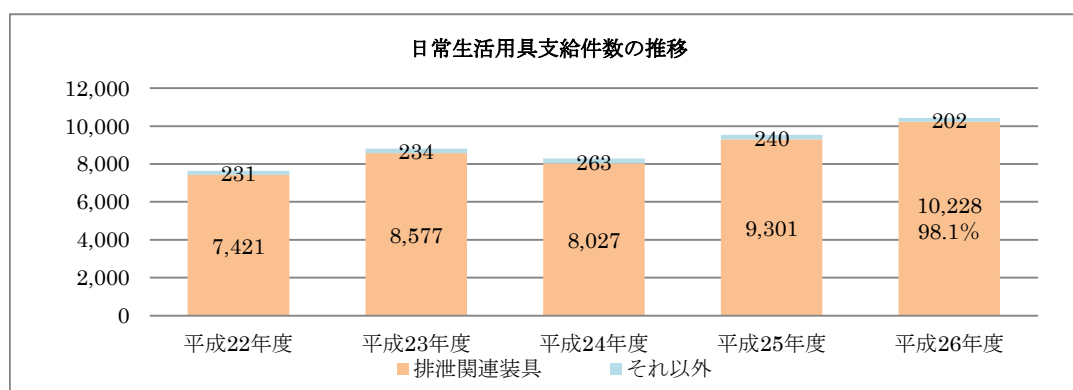
c 要約筆記者派遣事業

単位：回

H22	H23	H24	H25	H26
48	8	17	12	13

③ 日常生活用具の給付状況

	H22	H23	H24	H25	H26
特殊寝台	7	11	17	9	8
特殊マット	8	14	12	11	10
特殊尿器	0	0	0	0	0
移動用リフト	1	3	2	0	3
入浴補助用具	18	10	16	11	13
便器	3	4	3	4	0
T字杖・棒状のつえ	14	15	13	23	6
歩行支援用具	0	6	0	11	8
火災警報機	2	0	3	1	1
自動消火器	1	1	2	1	0
電磁調理器	0	2	1	2	4
聴覚障害者用屋内信号装置	6	2	3	7	6
透析液加温器	9	8	4	8	10
ネブライザー	8	7	11	11	5
電気式たん吸引機	24	23	47	24	35
盲人用体温計	2	4	4	1	2
盲人用体重計	0	4	2	3	0
携帯用会話補助装置	4	3	5	2	1
情報・通信支援用具	8	7	5	10	7
点字タイプライター	0	0	1	2	1
視覚障害者用ポータブルレコーダー	11	13	12	3	7
拡大読書器	19	17	17	26	10
盲人用時計	12	10	16	5	7
聴覚障害者用通信装置	1	4	3	2	1
聴覚障害者用情報受信装置	0	10	0	1	0
点字図書	19	14	18	4	4
ストマ用装具	6,426	7,396	6,806	8,012	8,828
紙おむつ	995	1,181	1,221	1,289	1,400
その他	54	42	46	58	53
合計	7,652	8,811	8,290	9,541	10,430



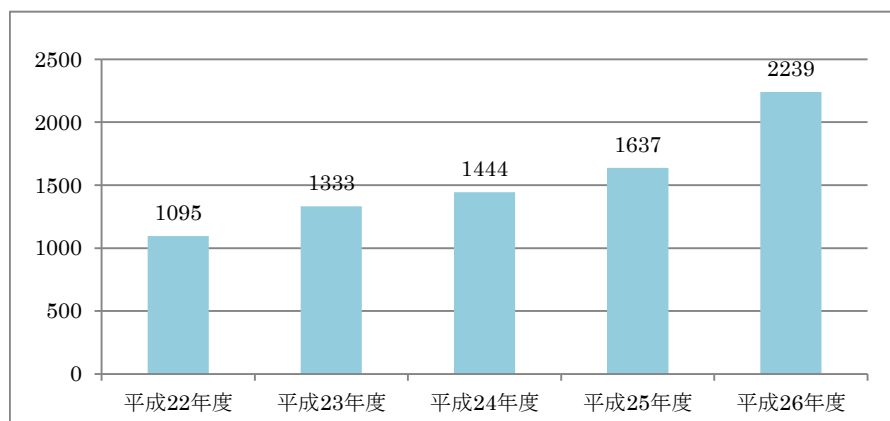
分 類	公費負担額	%
介護・訓練支援用具	2,088,630	2.0
自立生活支援用具	2,254,522	2.1
在宅療養等支援用具	2,927,684	2.7
情報・意思疎通支援用具	3,628,603	3.4
排泄管理支援用具	93,510,364	87.6
住宅改修費	2,397,497	2.2
計	106,807,300	100.0

④ 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。

単位：時間

H 22	H 23	H 24	H 25	H 26
1095.0	1333.0	1444.0	1637.0	2239.0

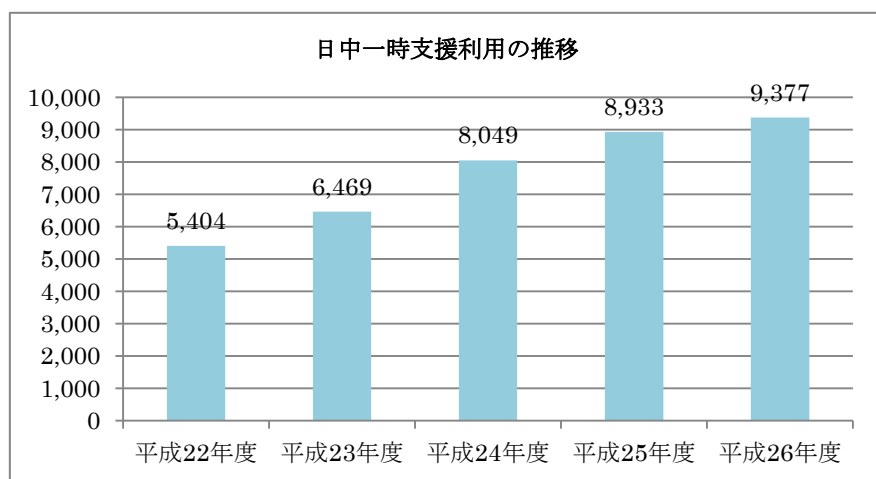


⑤ 日中一時支援

障害者及び障害児の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

単位：時間

H 22	H 23	H 24	H 25	H 26
5,404	6,469	8,049	8,933	9,377



(7) 医療等の給付状況

① 自立支援医療（更生医療）給付事業

身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去し、又は軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすること等を目的として行うもの。

		入院				入院外				合計			
		心臓	腎臓	その他	計	心臓	腎臓	その他	計	心臓	腎臓	その他	計
22	申請 (人)	353	31	3	387	86	36	17	53	353	67	20	440
	決定 (人)	332	31	3	366	86	36	17	53	332	67	20	419
	更生 (千円)	6,845	49,301	170	56,316	140	62,953	4,932	68,025	6,985	112,254	5,102	124,341
	総額 (千円)	261,720	59,390	7,472	328,582	1,160	83,112	20,268	104,540	262,880	142,502	27,740	433,122
23	申請 (人)	392	27	3	422	106	31	16	47	392	58	19	469
	決定 (人)	376	27	3	406	106	31	16	47	376	58	19	453
	更生 (千円)	12,396	54,425	975	67,796	1,587	75,187	7,186	83,960	13,983	129,612	8,161	151,756
	総額 (千円)	318,971	63,411	10,167	392,549	2,826	99,177	29,612	131,615	321,797	162,588	39,779	524,164
24	申請 (人)	325	25	4	354	84	29	19	132	325	54	23	402
	決定 (人)	310	25	4	339	80	29	19	128	310	54	23	387
	更生 (千円)	18,118	50,430	894	69,442	297	74,593	5,935	80,825	18,415	125,023	6,829	150,267
	総額 (千円)	289,738	53,982	10,732	354,452	1,213	91,476	26,211	118,900	290,951	145,458	36,943	473,352
25	申請 (人)	373	38	1	412	110	37	14	161	483	75	15	573
	決定 (人)	365	38	1	404	109	37	14	160	474	75	15	564
	更生 (千円)	12,357	89,659	0	102,016	169	80,449	4,253	84,871	12,526	170,108	4,253	186,887
	総額 (千円)	278,938	99,186	▲36	378,088	1,190	96,858	27,010	125,058	280,128	196,044	26,974	503,146
26	申請 (人)	396	33	1	430	115	35	21	171	511	68	22	601
	決定 (人)	382	33	1	416	113	35	21	169	495	68	22	585
	更生 (千円)	9,048	77,059	251	86,358	190	96,351	3,785	100,326	9,238	173,409	4,037	186,684
	総額 (千円)	266,318	95,353	3,433	365,104	1,229	121,659	30,880	153,769	267,547	217,012	34,313	518,872

② 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者の医療費を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進を目的とするもの。

- ・対象者 65歳未満で身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳Aの所持者
- ・所得制限 世帯の合計所得金額が1,000万円未満であること

	H22	H23	H24	H25	H26
対象者数 (人)	2,985	2,973	2,913	2,834	2,761
助成件数 (件)	61,287	62,465	62,384	61,842	61,036
助成額 (円)	629,350,304	668,605,341	665,268,975	636,903,535	597,307,805

③ 老人医療費助成事業

障害のある高齢者の医療費を助成することにより、老人保健の向上を図り、福祉の増進を目的とするもの。

- ・対象者 65歳以上で一定以上の障害のある方（75歳未満で重中度の障害を有する場合は後期高齢者医療制度への加入を要件とする。）
- ・所得制限 世帯の合計所得金額が1,000万円未満であること

		H22	H23	H24	H25	H26
健康 保険	対象者数 (人)	1,474	1,515	1,559	1,669	1,667
	助成件数 (件)	38,423	38,413	39,846	42,723	44,168
	助成額 (円)	213,019,994	224,275,835	235,442,798	234,314,043	199,006,322
後期 高齢	対象者数 (人)	12,289	12,627	12,887	13,229	13,218
	助成件数 (件)	279,238	287,236	299,660	314,310	327,945
	助成額 (円)	1,198,257,897	1,222,195,492	1,225,754,552	1,262,050,213	1,288,107,381

④ 精神障害者医療費助成事業

精神障害者の入院医療費の一部を助成することにより、家族等の経済的負担の軽減と精神障害者の療養の促進を図る。

- ・対象者 入院期間が継続して2年を超える精神障害者の家族等（入院形態により制限あり）
- ・助成金額 限度 3,800円/月

	H22	H23	H24	H25	H26
延人数 (人)	510	493	462	483	457
助成金 (円)	11,269,560	10,857,220	10,104,200	10,526,000	9,905,380

(8) 障害者虐待等の状況

① 成年後見制度市長申立件数の推移

単位：人

年度	申立て件数		報酬助成件数	
	新規	累計	新規	累計
H21	2	2	0	0
H22	2	4	1	1
H23	4	8	0	1
H24	8	16	0	1
H25	5	21	0	1
H26	2	23	4	5
H27	3	26	0	5

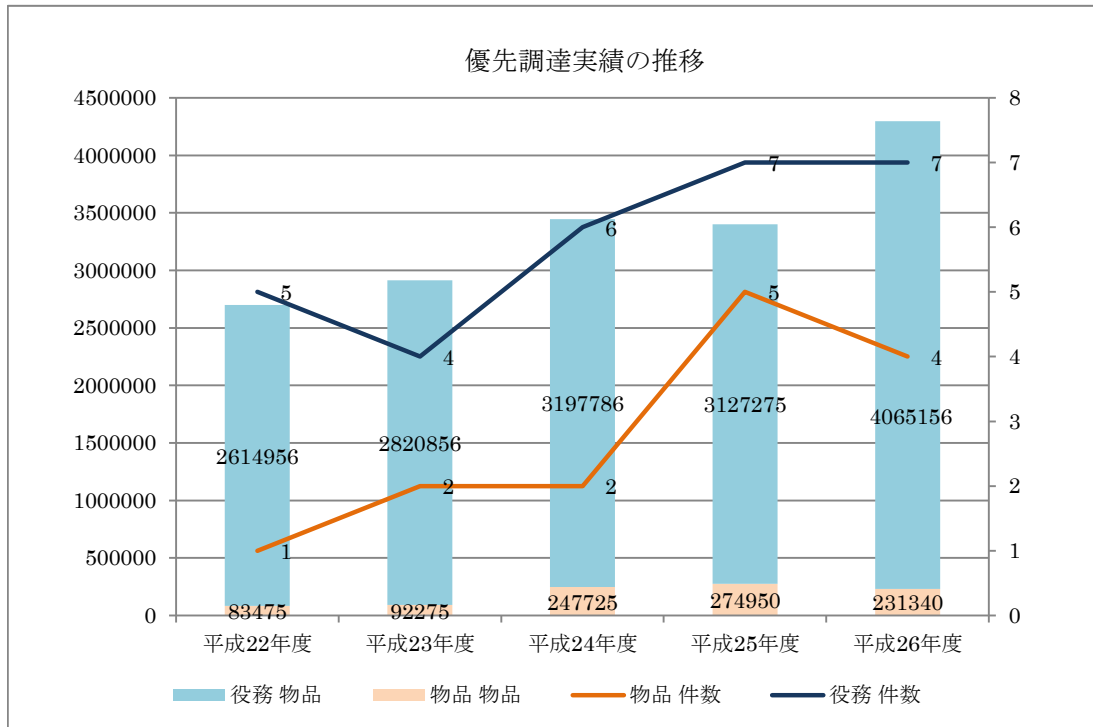
② 障害者虐待通報・相談件数

年度	通報					相談				
	実数	うち新規	延数	処遇内訳		実数	うち新規	延数	処遇内訳	
				継続（他機関にてモニタリング中のケース含む）	終了				継続（他機関にてモニタリング中のケース含む）	終了
H24	7	7	7	4	3	24	24	42	4	20
H25	7	6	10	7	1	25	24	36	9	16
H26	3	2	6	3	0	28	20	122	13	15
H27	2	1	3	2	0	17	6	126	17	0

(9) 障害者優先調達推進の取組状況

		H22		H23		H24		H25		H26	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
物品	食品							0	0	0	0
	小物・雑貨・記念品							2	215,550	1	84,240
	日用品・生活雑貨	1	83,475	2	92,275	2	247,725	3	59,400	3	147,100
	事務用品							0	0	0	0
	物品計	1	83,475	2	92,275	2	247,725	5	274,950	4	231,340
役務	印刷	2	798,956	1	798,456	2	906,186	2	820,260	3	923,356
	リサイクル							0	0	0	0
	清掃・園芸・管理	3	1,816,000	3	2,022,400	4	2,291,600	4	2,287,800	2	305,800
	封入・シール貼り・仕分け・発送							1	19,215	2	2,836,000
	情報処理							0	0	0	0
	その他サービス							0	0	0	0
	役務計	5	2,614,956	4	2,820,856	6	3,197,786	7	3,127,275	7	4,065,156
	合計	6	2,698,431	6	2,913,131	8	3,445,511	12	3,402,225	11	4,296,496

→ 障害者優先調達推進法施行



2 専門支援ワーキングの活動状況について

① 就労支援ワーキング

報告期間		平成27年 4月 ～ 平成27年 8月			
活動状況	定例会	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	04/08(水)	昨年度の振り返り 今年度の計画	市障害福祉課、保健所保健予防課、富山市職業安定所、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援B型、相談支援事業所、基幹相談支援室
		2	05/20(水)	富山市内就労移行支援事業所見学会の企画 富山市内障害福祉サービス事業者研修会の企画	〃
		3	06/17(水)	ダイレクトB対象者の利用についての検討 A型の減算について	〃
		4	07/29(水)	ダイレクトB対象者の利用についての検討 移行事業所見学会の振り返り	〃
		5	08/12(水)	ダイレクトB対象者の利用についての検討 富山市内障害福祉サービス事業者研修会の実施に向けて	〃
	研修会等	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	06/29(月)	第1回富山市内就労移行支援事業所見学会 「ゆりの木の里」	就労移行支援事業所 4事業所 計14名
	その他(予定)	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	11月頃 (予定)	富山市内障害福祉サービス事業者研修会 「発達障害者の就労支援」	市内の就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型支援事業所、相談支援事業所等

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">重点的に取り組んでいること</p>	<p>富山市内就労移行支援事業所見学会の企画、実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学会や意見交換を通じ、顔の見える関係を作り強化し就労移行支援事業所同士のネットワークを強化する。 <p>富山市内障害福祉サービス事業者研修会の企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害について理解を深め、支援における留意点や対応方法、関係機関との連携等を学ぶ。 <p>支援学校卒業生等の就労継続支援B型事業利用についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトB利用に向けての手順や流れ等を確認をする。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取り組みの結果</p>	<p>富山市内就労移行支援事業所見学会の企画、実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所見学とグループワークによる意見交換会を実施した。支援内容や対応方法等活発な話し合いができ相互理解が深まった。 <p>支援学校卒業生等の就労継続支援B型事業利用についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型の利用に向けて、手順や流れ、学校や就労移行支援事業所、相談支援事業所それぞれの役割分担が確認できた。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の課題等</p>	<p>富山市内就労移行支援事業所見学会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回富山市内就労移行支援事業所見学会の企画を検討する。 ・継続して機会を設け、事業所間の連携強化に繋げていきたい。 <p>富山市内障害福祉サービス事業者研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施に向け、企画について深めていく。 <p>就労継続支援A型事業所の動向について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月より、A型事業の短時間利用に係る減算の仕組みが変わるため、今後の動向に注視し、必要に応じて検討していく。

② 地域生活支援ワーキング

報告期間		平成27年4月～平成27年9月			
活動状況	定例会	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	5/12(火)	地域包括支援センターとの意見交換の総括 他	7機関 (13名)
		2	6/17(水)	介護支援専門員との連携事例について 他	6機関 (10名)
		3	7/30(木)	介護支援専門員との連携事例について 他	7機関 (12名)
		4	9/10(木)	介護支援専門員との連携事例について 他	6機関 (11名)
	富山市グループホーム等連絡協議会	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
			4/10(金)	運営委員会	8機関 (8名)
			5/22(金)	平成27年度定期総会	19機関 (21名)
			5/22(金)	情報交換会	19機関 (21名)
			7/17(金)	運営委員会	8機関 (8名)
			9/8(火)	運営委員会	8機関 (8名)
その他(予定など)		月日	テーマ・タイトル		
		10/29(木)	[G連協]情報交換会	サービス管理責任者と相談支援専門員の顔合わせ	
		11/15(日)	[G連協]ボウリング交流会	利用者の余暇支援	
		11月下旬	[G連協]世話人研修会	感染症予防関係	

<p>重点的に取り組んでいること</p>	<p>(地域生活支援ワーキング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢障害者の支援に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> →障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行事例の集約 →地域における65歳前の障害者に関する情報共有のあり方の検討 →相談支援専門員と介護支援専門員の連携事例の集約 →相談支援専門員と介護支援専門員のネットワーク作りの検討 →地域包括支援センター等、地域の関係機関に対する相談支援事業の周知について 等 ・一般相談支援（地域移行/地域定着）の推進に関して <ul style="list-style-type: none"> →精神科病院に長期入院中の精神障害者の地域移行をはじめとした、今後の地域移行/地域定着支援の充実に向けた検討 <p>(富山市グループホーム等連絡協議会/G連協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度より「研修部会」「企画部会」「広報部会」の三部会体制で運営している。それぞれの部会に加盟事業所が参加し、事業所主体による協議会運営を少しずつ進めている。
<p>取り組みの結果</p>	<p>(地域生活支援ワーキング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢障害者の支援に関する課題の事例を集約している。 ・基幹相談支援室による事業者研修と連動し、相談支援専門員と介護支援専門員による合同企画の研修を企画中。 <p>(富山市グループホーム等連絡協議会/G連協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会体制になったことで、複数の活動が同時進行で計画されるなど、活動内容の充実が図られてきている。 ・会の運営に参画する事業所が増えてきている。 ・グループホーム空室情報の提供などを通じ、サービス管理責任者と相談支援専門員が連携、情報共有する仕組みが出来つつある。
<p>今後の課題等</p>	<p>(地域生活支援ワーキング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢障害者の支援の課題に対する取り組み ・一般相談支援（地域移行/地域定着）の推進 ・相談支援に係る書式及び運用等に関する見直し ・居住サポート事業等の居住支援に関する検討 ・地域W提案による移動支援支給量拡大後のモニタリング ・人材育成 ・自立支援協議会のあり方、ワーキング再編に関する検討 等 <p>(富山市グループホーム等連絡協議会/G連協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所主体による運営方法の確立 等

③ 子ども発達支援ワーキング（ワーキングメンバー：21名）

報告期間		平成 27年 5月 ～ 平成 27年 8月			
活動状況	定例会	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	05/22(金)	①関係機関自己紹介 ②今年度の取組み内容の検討	16名
		2	06/26(金)	①研修内容の検討	18名
		3	07/24(金)	①障害児相談支援事業所連絡会の立ち上げ	13名
		4	08/28(金)	①研修会に向けての打ち合わせ	16名
	スキルアップ研修会（予定）	回数	月日	テーマ・タイトル	参加予定者
		1	09/25(金)	①障害の特性について ②専門用語の解説 講師：発達障害者支援センター 木立 氏	対象：各事業所職員 放課後等デイサービス 児童発達支援 日中一時支援 障害児相談支援事業所 (富山型デイサービス)
		2	10/23(金)	①乳幼児期の健診の流れ 講師：富山市保健所 多比木 氏 ②からだ発達について 講師：富山市恵光学園 川原 氏	
		3	11/27(金)	①幼・保・センターの利用 講師：子育て支援課 青井 氏 富山市恵光学園 橋本 氏 ②相談支援システムについて 富山市恵光学園 橋本 氏	
		4	12/18(金)	①リスクマネジメント 講師：砺波学園 平柳 氏 ②学校と事業所の連携 講師：富山総合支援学校 越後 氏	
		5	01/22(木)	①子どもの行動を理解して対応するためには... 講師：しらとり支援学校 古野 氏	
		6	02/26(木)	①家族支援について 講師：富山大学 水内 氏	
	その他（予定）	回数	月日	テーマ・タイトル	
	1	03/11(水)	①研修を終えての反省と1年間のまとめ ②来年度に向けて		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">重点的に取り組んでいっている</p>	<p>子ども支援ワーキングでは以下の3点について重点的に取り組んでいる。</p> <p>① 1年間を通してのワーキングの取り組みについて 今年度は新メンバーを8名加え、障害をもつ子どもたちの住みよい地域づくりのための課題整理を行い、情報共有を行っている。</p> <p>② スキルアップ研修会の企画、運営</p> <p>2-1. 事業所職員や相談支援従事者の人材育成・質の担保 児童デイサービスが「児童発達支援事業」「放課後等デイサービス」に移行し、障害種別に関わらず身近な地域の指定事業所において支援を受けることが可能となった。しかし事業所の中には障害児支援についての専門的知識や支援手法のノウハウを十分に理解していない職員が従事していることも多く、保護者からの苦情が相談支援事業所に寄せられるという実情もある。以上のことから、研修会の機会を設けることで事業所や相談支援従事者、その他関係者の人材育成を図り、質を担保していく必要がある。</p> <p>2-2. 関係機関のネットワークづくり 平成24年度から通所支援利用計画を作成することとなったが、障害児相談支援事業所やその他関係する機関とのネットワークが十分に構築されているとは言い難い現状がある。今後、障害児支援を行っていく上で他事業所やその他関係機関等の社会資源を熟知していることが必須で、それらの資源を適切に障害児やその家族に提供していかなければならない。以上のことから、<u>研修会を各事業所と相談支援事業所の顔合わせの機会と捉え、障害児相談支援ネットワークを構築していく。</u></p> <p>③ 障害児相談支援事業所連絡会の立ち上げ 県内で確立されていなかった、障害児の計画相談を行う相談支援事業所の連絡会を立ち上げ、<u>児童の計画相談に関する現状を報告し合う他、必要な情報の共有・収集を行い、各事業所間で悩みを共有し、質を高め合う場づくりを行った。</u>次回は12月に行う予定である。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取り組みの結果</p>	<p>(今までの取り組み状況)</p> <p>5月：年度が変わり新しいメンバーが加わったため、ワーキングメンバーの自己紹介と今後の取り組み内容について検討した。今年度は、各事業所と相談支援事業所とのネットワークづくりを行うとともに、顔が見える関係づくりと人材育成や質の担保を目的とした研修会の企画、運営を行うこととした。</p> <p>6月：放課後等デイサービスや児童発達支援を行う事業所の職員がどのようなことに困り感を感じ、知りたいと思っているかということに焦点を当てながら、各ライフステージに分かれて、スキルアップ研修会の内容について自由に意見を交換し合い、アウトラインを作成した。</p> <p>7月：障害児相談支援事業所連絡会を立ち上げ、現状について報告し合った。今後も連絡会の場を継続して設け、事業所間の連携を図っていきたいと思っている。</p> <p>8月：研修会の日程や内容について最終検討し、講師も確定させた。9月から行う研修を通して職員の質を高め合うとともに、各事業所と相談支援事業所との繋がりを広げ、深めていきたいと思っている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援事業所が今後も増えてほしいが、市から委託を受けていない事業所が開始するのは経営の観点から難しい現状がある。一般相談支援事業所の指定を受けている事業所が障害児の指定を受けてくれることが望ましい。 ・計画作成率が8月末の時点で約50%であり、1人の相談員が何人の障害児の計画を立てていかなければならないのか、見通しが見つからない。 ・保育、教育、その他関係機関に相談員の存在が周知されていない現状がある。

④ 基幹相談支援室

報告期間		平成27年 4月 ～ 平成27年 9月			
活動状況	グループスーパービジョン講座	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	04/28(火)	オリエンテーション グループスーパービジョン (GSV) の講座の進め方	相談支援事業者 13名
		2	05/19(火)	講義「ストレングスモデル」	相談支援事業者 17名
		3	06/30(火)	実践①ストレングスモデルによるGSV	相談支援事業者 12名
		4	07/28(火)	実践②ストレングスモデルによるGSV	相談支援事業者 15名
		5	08/25(火)	講義・演習 ストレングスモデルに基づく障 害者ケアマネジメントマニユア ル①	相談支援事業者 8名
		6	09/29(火)	講義・演習 ストレングスモデルに基づく障 害者ケアマネジメントマニユア ル②	相談支援事業者
				年間11回開催予定	
	事例検討会	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	07/29(水)	身体障害者ケース検討	市障害福祉課、相談支援事業者 16名
障害福祉サービス事業者研修会(予定)	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況	
	1	調整中 (11月頃)	(仮) 発達障害者の就労支援 企画：就労支援ワーキング	就労移行支援事業者 就労継続支援事業者 相談支援事業者	
	2	調整中	(仮) 介護保険への移行・連携 企画：地域生活支援ワーキング	相談支援事業者 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	
	3	01/22(金)	障害児支援に関わる講座 企画：子ども発達支援ワーキング	放課後等デイサービス事業者 児童発達支援事業者 障害児相談支援事業者	

<p>重点的に取り組んでいること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループスーパービジョン講座を通して <ul style="list-style-type: none"> ①相談支援専門員がスーパーバイズを定期的を受けられる機会の提供 ②相談支援専門員の専門性の向上と人材育成
<p>取り組みの結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（昨年度）障害福祉サービス事業者研修会を、各専門部会ごとに企画して実施したところ、各分野の課題に即した内容の研修ができ、支援のスキルアップに繋がった。また、障害福祉サービス事業者や相談支援事業所等のネットワークが強化された。
<p>今後の課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の各相談支援事業者とのネットワーク強化 <ul style="list-style-type: none"> ⇒メール等の媒体を活用し、連絡会等の特別な場だけでなく、日頃より情報交換や共有が出来るようサービス等についての最新情報等を発信していく。 ・基幹相談支援室について認知度のアップ <ul style="list-style-type: none"> ⇒各種関係機関等へのPRの強化

⑤ 権利擁護部会

報告期間		平成27年4月 ～ 平成27年9月			
活動状況	定例会	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	06/15(月)	①障害者虐待の相談・通報等の状況 ②今年度の予定	10名
		2	09/17(木)	①障害者虐待の相談・通報等の状況 ②自立支援協議会に向けて（課題の検討） ③今年度の研修会	10名
	研修会等（予定）	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況
		1	2月上旬	障害者虐待防止研修（仮）	相談支援事業所ほか
その他（予定）	回数	月日	テーマ・タイトル	参加状況	
	1	2月上旬	①障害者虐待の相談・通報等の状況 ②自立支援協議会に向けて（課題の検討） ③研修会を終えて ④来年度に向けて（課題の整理・体制づくりの検討）	10名（予定）	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">重点的に取り組んでいること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待対応の現状把握及び課題抽出、活動計画の検討 <p>⇒現状及び課題から、必要な体制づくりの検討を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①セーフティネットの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待を受けた障害者の一時避難場所の確保 ②虐待防止のための周知・啓発
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取り組みの結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待について、課題検討等に向けて取り組み始めた。 <ul style="list-style-type: none"> ①セーフティネットの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待を受けた障害者の一時避難場所の確保について、他市町村の状況等を把握しながら、確保策の具体的な検討を行った。 ②虐待防止のための周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月に相談支援事業所等を対象として、関係機関との連携や課題を意識した事例紹介等の研修を行う予定。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、現状と課題を整理しながら、必要な体制づくりに向けて検討していく。 <ul style="list-style-type: none"> ①セーフティネットの確立 ②虐待防止のための周知・啓発 ③基幹相談支援センターと相談支援事業所等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ⇒基幹相談支援センターと相談支援事業受託事業所及び相談支援事業所の役割分担等

3 障害者福祉施設の状況について

(1) 事業者数の推移

指定障害福祉サービス事業者数の推移（各年4月1日現在）

	H23	H24	H25	H26	H27
居宅介護	35	36	35	36	45
同行援護	—	11	13	13	15
療養介護	—	2	2	2	2
生活介護	19	26	26	28	32
保育所等訪問支援	—	0	1	1	2
児童発達支援 (センター含 H25～)	—	2	7	8	13
放課後等デイサービス	—	1	4	6	13
短期入所	22	23	22	23	24
就労移行支援	7	10	11	11	13
就労継続支援 A型	4	8	11	17	26
就労継続支援 B型	24	26	28	33	37
自立訓練 (機能訓練)	0	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	3	4	4	4	4
施設入所支援	8	12	12	11	11
共同生活援助	19	23	23	25	26
一般（地域移行・地域定着） 相談支援	移行	8	9	9	10
	定着	8	8	8	9
特定・障害児 相談支援	特定	6	13	16	22
	児	1	5	6	8

地域生活支援事業 登録事業者数の推移（各年4月1日現在）

	H23	H24	H25	H26	H27
移動支援	16	17	14	17	20
日中一時支援	28	30	48	50	50
地域活動支援センターⅠ型	4	4	4	4	4
地域活動支援センターⅡ型	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	6	7	7	6	6
訪問入浴	5	5	5	5	4

富山型デイサービス推進事業利用施設の施設数の推移（各年4月1日現在）

	H23	H24	H25	H26	H27
富山型デイサービス	47	48	48	53	54

基準該当短期入所（小規模多機能）の施設数の推移（各年4月1日現在）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基準該当短期入所		3	3	3	3	3

通所訓練（共同作業所）の施設数（各年4月1日現在）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
通所訓練（共同作業所）		3	2	2	1	1

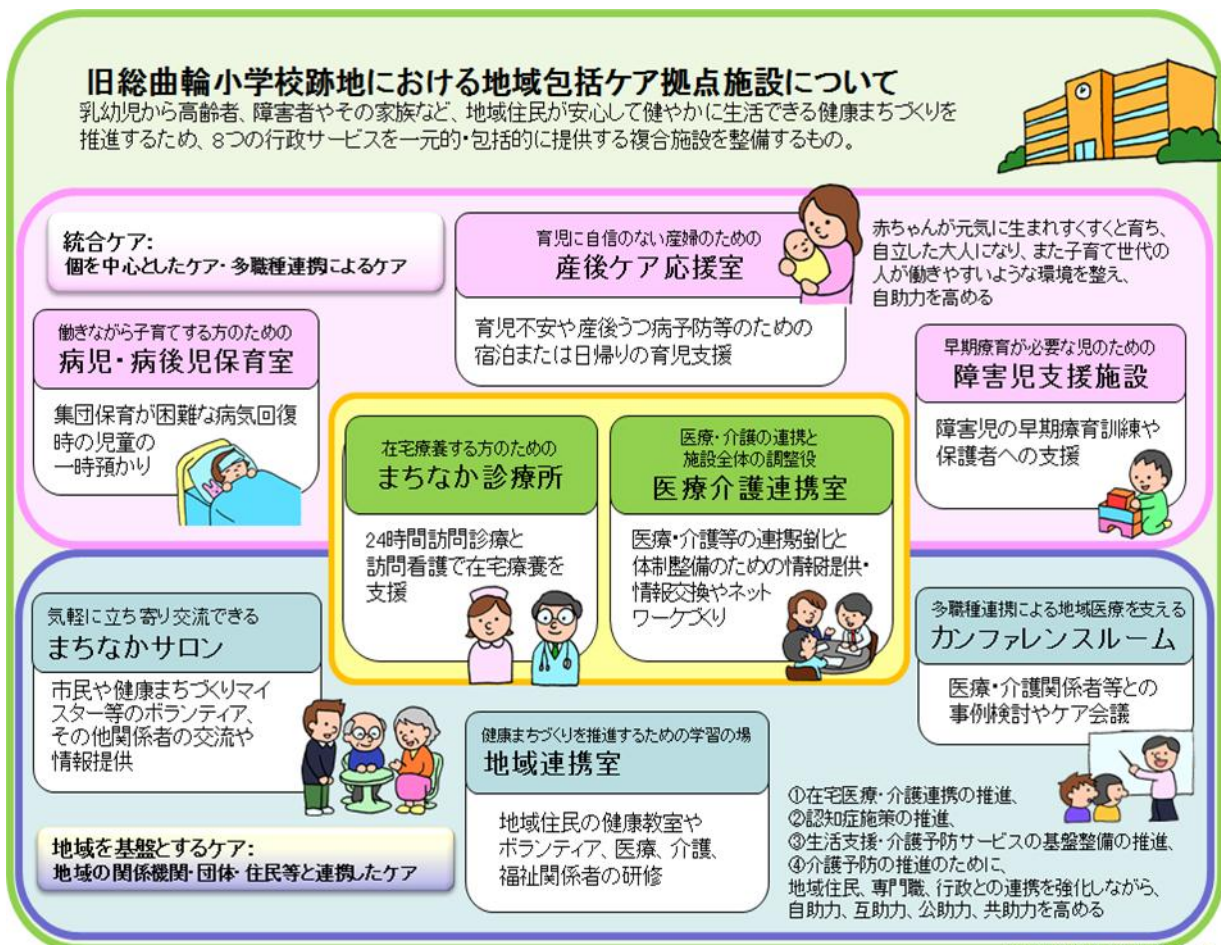
(2) 総曲輪地域包括ケア拠点施設

① 総曲輪地域包括ケア拠点施設

乳幼児から高齢者、障害者やその家族など、地域住民が安心して健やかに生活できる健康まちづくりを推進するため、8つの行政サービスを一元的・包括的に提供する複合施設を整備するもの。

② 提供する8つの行政サービス

- ・ 病児・病後児保育室
- ・ 産後ケア応援室
- ・ 障害児支援施設
- ・ まちなか診療所
- ・ 医療介護連携室
- ・ まちなかサロン
- ・ 地域連携室
- ・ カンファレンスルーム



③ 障害児支援施設

目 的

心や身体に発達が遅れが心配される子どもに対し、早期からの支援を行うとともに、保護者の子育てに対する不安の軽減を図る。また、障害児を支援する事業者及び関係機関とのネットワークの構築を図り、障害児やその保護者への支援を推進することを目的とする。

対象者

障害児とその保護者。

障害の種別は問わないが、主として知的障害児、発達障害児。

事業内容

- ・ 障害児相談支援事業

利用者の希望を聞き、必要な情報の提供や助言を行うとともに、抱える課題の解決や適正なサービス利用についてケアマネジメントし、きめ細かい支援を行う。

- ・ 児童発達支援事業

日常生活における基本動作指導や、集団生活への適応訓練等を行う。

4 障害者差別解消法の施行について

(1) 障害者差別解消法の概要

1) 障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等について定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

2) 概要

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対処指針」を作成すること。

3) 障害を理由とする差別

- ①障害を理由とする不当な差別的取扱い
- ②合理的配慮

社会的障壁

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）
- ②制度（利用しにくい制度等）
- ③慣行（障害のある方を意識していない慣習・文化など）
- ④観念（障害のある方への偏見など）

4) 法の対象範囲

障害者	<ul style="list-style-type: none">・「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」(障害者基本法における「障害者」の定義と同じ。)・「社会モデル」※の考え方を踏まえており、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。※障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁(事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)と相対することによって生ずるものとする考え方・特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的な困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意
事業者	<ul style="list-style-type: none">・商業その他の事業を行う者。目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者。(個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者も対象となる。)
対象分野	<ul style="list-style-type: none">・日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象(※雇用分野における障害者差別解消の措置は障害者雇用促進法の定めによる。)

5) 禁止・義務付けの対象

		障害者差別解消法※1		県条例
禁止・義務付けの対象		国・県・市等	民間事業者※2	何人も
内容	不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
	合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

※1 行政機関等や民間事業者が事業主として労働者に行う措置については、障害者雇用促進法による
 ※2 障害者雇用促進法においては「努力義務」ではなく「義務」

6) 差別の具体的内容等を示す指針等の作成

		障害者差別解消法※1		県条例
作成する者	行政機関等（国・県・市等）	国		県
指針等の対象	行政機関等	民間事業者		何人も
作成する指針等	行政機関別の職員対応要領	事業分野別の指針 (ガイドライン)		分野別の配慮事項 (ガイドライン)

7) 不当な差別的取扱い

■基本的な考え方

- ・ 正当な理由なく、障害を理由として障害のある人の権利利益を侵害すること
- ・ 障害のある人の事実上の平等を確保するために必要な措置は不当な差別的取扱いではない

<例>

- 障害のある人を優遇する取扱い
- 合理的配慮の提供による障害のない人との異なる扱い
- 合理的配慮の提供に必要な範囲で障害の状況等を確認すること

■「正当な理由」の判断

- ・ 客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、正当な理由に相当
- ・ 個別の事案ごとに、障害のある人、事業者、第三者の権利利益及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断

8) 合理的配慮の提供

■基本的な考え方

①合理的配慮とは

- ・ 障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があり、その障壁の除去に伴う負担が過重でないもの
- ・ 必要とされる範囲で、本来の業務に付随するものに限られる
- ・ 障害のない人と同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ・ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない

②多様かつ個別的

- ・ 障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる
- ・ 双方の建設的対話による相互理解を通じて必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応が

なされるもの

- ・技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうる

③意思の表明

- ・言語(手話を含む)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等の手段(通訳を介するものを含む)により伝えられる
- ・障害のある人の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明

■「過重な負担」の判断

個別事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人格・体制上の制約)
- 費用・負担の程度 ○事務・事業の規模 ○財政・財務の状況

9) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

① 目的：基本理念、県と県民の責務、県の施策の基本事項を定め、すべての障害のある人が安心して暮らすことができる社会を実現する。

② 県及び県民の責務

- ・ 県：差別解消施策の策定・実施、市町村との連携・支援
- ・ 県民：障害のある人に対する理解、県や市町村の施策への協力

③ 障害を理由とする差別の禁止

- ・ 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない
- ・ 何人も、過重な負担でない範囲で、合理的な配慮をしなければならない

＊ 県は分野ごとにガイドラインを定める

(福祉、医療、商品販売・サービス、労働・雇用、教育、建築物の利用、不動産取引、情報の提供、意思表示の受領等)

④ 相談から紛争解決へ

- ・ 相談：市町村地域相談員、県広域相談員が相談受理し助言、関係機関の調整、行政へ通報

- ・ 紛争：本人及び家族などが助言・あっせんの申立を県に行う。

県は事実調査を行い調整委員会へ調査結果の通知を行う。

調整委員会は関係機関の意見聴衆、資料要求を行い

⇒助言・あっせんで解決

⇒県に勧告を求め、県が勧告し解決、正当な理由なく勧告拒否した場合は公表

	【市町村】地域相談員	【県】広域専門相談員
資格等	①身体・知的障害者相談員 ②その他知事が適当と認めるもの	業務を適正かつ確実にを行うことができる者(社会福祉士又は精神保健福祉士)
業務内容	①助言や情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への通告・通報等 ☆住民の身近な相談窓口 ☆広域専門相談員等への「つなぎ役」	①(地域相談員に同じ) ②(地域相談員に同じ) ③(地域相談員に同じ) ④地域相談員への指導・助言 ⑤相談事例の調査研究 ⑥助言・あっせん申立事案の事実調査

⑤ 調整委員会の設置

- ・ 構成員：障害のある人、福祉、医療、雇用、教育、その他障害のある人の権利擁護に関する有識者

- ・ 役割：助言・あっせん、知事による勧告の要請、差別解消施策に関する重要事項の審議

⑥ 地域協議会の設置(法第17条)

- ・ 構成員：県、県民、事業者、市町村、学識経験者

- ・ 役割：差別解消のための取組に関する協議や情報交換等

10) 地域協議会について

① 地域協議会を組織する趣旨

- ・地域協議会の事務

障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行うもの。

⇒ 個別事案ごとに差別か否かの判断を行うまでは想定されていない。

- ・対象となる障害者差別に係る事案

一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととするが、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とする。

② 協議会の基本的な取り組み

- ・地域協議会の組織 ⇒ * 条例を根拠とする必要はない。

地域協議会を組織するに当たっては、都道府県、市町村、特別区など地方公共団体が主導して組織すること。

- ・運営方法

代表者会議、実務者会議を設けるなどが考えられる。

* 構成機関

		都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局等	法務支局、公共職業安定所等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、都道府県警等	障害者施策主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会等
関係機関	当事者	障害者団体、家族会等	障害者団体、家族会等
	教育	校長会、PTA連合会等	校長会、PTA連合会等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、民生・児童委員等
	医療・保健	医師会（医師）、歯科医師会（歯科医師）、看護協会（保健師・看護師）、医療機関等	医師、歯科医師、保健師、看護師等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、特例子会社等	商工会議所、公共交通機関、特例子会社等
	法曹等	弁護士会、司法書士会等	弁護士、人権擁護委員等
その他	学識経験者、新聞社、放送局等	学識経験者等	

③ 都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会

都道府県に期待される役割	市町村に期待される役割	都道府県と市町村の関係
1) 事案の情報共有及び構成機関等への提言 2) 地域における障害者差別解消法の推進のための取組に関する協議・提案 3) 市町村の地域協議会から情報提供又は協力を求められた事案の対応に係る協議	1) 事案の情報共有及び構成機関等への提言 2) 事案の解決を後押しするための協議 3) 事案について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めること	1) 組織している市町村との関係 広域にわたる課題や市町村の地域協議会に参加する構成機関等の権限に属さない事項については都道府県の地域協議会に情報提供又は協力を求めること 2) 組織していない市町村との関係 未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の地域協議会は扱う

④ 地域協議会の事務局

- ・役割：地域協議会の事務局は、運営の中核として地域における障害者差別の事項を取り巻く状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うこと。
 - 1) 協議会に関する事務の総括
 - 2) 取組の実施状況の進行管理
 - 3) 取組の実施に係る関係機関等との連絡調整
- ・想定される部署：障害者施策主管部局
- ・その他の機能：権限を有する他の機関につなぐといったコーディネート機能

⑤ 相談及び紛争の防止等のための体制

- ・役割：
 - 1) 障害者差別に関する相談窓口の明確化
 - 2) 紛争を防止又は解決する機能の充実・強化
- ・地域協議会への情報提供：
 - 1) 地域内に他の適切な機関がない事実
 - 2) 複数の機関による連携が必要と思われる事実
 - 3) 紛争の解決に至った事案
 - 4) 人は障害者差別と認識していないが困難を抱えているような事案

⑥ 既存の協議会との関係

- ・法律又は条令に基づく協議会：
 - 新たに設置するか、既存のものに機能を付加するかは自治体判断
- ・法律に基づかないネットワーク：
 - 周知・啓発の働きかけ、事例の集積や共通の認識の形成

⑦ 秘密保持（法 19 条）

- 地域協議会を構成する全ての者に対して地域協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・構成員から誓約書の提出を求めることなどにより秘密保持義務を担保する。
 - ・違反した場合は、罰則がある。（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
 - ・本人の同意（個人情報提供先、提供される個人情報の内容、提供先における個人情報の利用目的を明らかにし）が必要である。（自治体の場合、個人情報保護条例に基づく）

(2) 富山市の取組 (案)

① 今後のスケジュール (案)

国		県		市	
H27年 上期	国等職員対応要領、事業者向け対応指針作成	H27年 7~8月	「障害のある人への良い配慮の事例」の募集	H27年 7~8月	地域相談員の取りまとめ 県研修への参加
下期	地方公共団体等職員対応要領の作成への支援 国民への周知啓発 各種体制の整備等	秋 年内	ガイドライン案への異見聴衆 ガイドラインの作成	10月	身体障害者相談員・知的障害者相談員連絡協議会 相談員研修打合せ 自立支援協議会 相談員研修 意見聴取
		1~3月	県民への周知啓発 相談体制の整備(相談員の委嘱、マニュアル)	1~3月	市民への周知啓発 市行政機関への周知啓発 相談体制の整備 対応要領、対応指針の準備
H28年 4月	障害者差別解消法の施行	H28年 4月	県条例の施行	H28年 4月	地域協議会の設置 (対応要領、対応指針の年次的・段階的な整備)

② 推進体制 (案)

(地域協議会の設置について)

ア 国は地域協議会の具体的な取組みとして、代表者会議と実務者会議を示していることから、代表者等で構成する地域協議会を設置する。

イ 差別解消についての具体的な事例を積み重ねることが大切であることから、実務者会議を設置する。

ウ 上記アイを実施するにあたり、既存組織の富山市障害者自立支援協議会との関係を整理する。

地域協議会の事務 (法 18 条 1 項)

必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。

(市町村の地域協議会に期待される役割)

- 1 事案の情報共有及び構成機関等への提言
- 2 事案の解決を後押しするための協議
- 3 事案について、都道府県の地域協議会へ情報提供を行い、又は協力を求めること

市としての考え方

障害者差別解消法の施行に伴い、

- ・ 地域協議会の設置について

国の示す分野の委員を加えて、自立支援協議会が地域協議会の役割を担

う

体制を整える。

- ・ 差別解消に関する事案の実務者会議について

国の示す分野の委員を加えて、権利擁護部会が実務者会議の役割を担う

体制を整える。

